

身体障害・知的障害共通の制度

(平成26年10月1日現在)

制度の名称	資格要件	制度の内容	担当部課名	摘要	
障害者福祉金	身障手帳1～4級又は療育手帳A、B1を有し、 <u>姫路市内に1年以上居住する者</u> （年1回ハガキで通知。9月25日と翌年3月25日に半期分ずつ、2回に分けて支払います）（等級の変更、口座変更があった場合、届出が必要です）	年額 身障 1級 30,000円 2級 23,000円 3級 15,000円 4級 10,000円 療育 A,B1 30,000円	障害福祉課 221-2305	所得制限有 （住民票同一の方の所得が合算されます） 年度途中で申請の場合、支給額は月割計算	
重度障害者(児)介護手当	身障手帳1、2級又は療育手帳Aを有し、寝たきり（6ヶ月以上）等の基準に該当する <u>3歳以上65歳未満の在宅</u> 障害者を常時介護する者	月額 10,000円	障害福祉課 221-2305	所得制限無 5, 8, 11, 2月の10日支払 入院・入所時に届出必要	
重度障害者(児)見舞金	重度障害者(児)介護手当の支給対象となって介護を受けている障害者	年額 7,000円	障害福祉課 221-2305	所得制限無 12月支払	
在宅高齢者介護手当	常時介護の必要な <u>65歳以上</u> で寝たきり（6ヶ月以上）又は認知症の <u>在宅</u> 高齢者を介護する者（要介護認定ほか要件有り）	月額 10,500円	保健福祉推進室 221-2317	所得制限無 5, 8, 11, 2月の25日支払 入院・入所時に届出必要	
特別障害者手当	<u>20歳以上</u> の特別な介護を要する <u>在宅</u> 重度障害者で、医師の診断等により該当すると認められた者	月額 26,000円	障害福祉課 221-2305	所得制限有 5, 8, 11, 2月の10日支払 入院・入所時に届出必要	
障害児福祉手当	20歳未満の重度障害児で、身障手帳1級及び2級の一部に相当、又は療育手帳A（最重度）を有し、医師の診断等により該当すると認められた者	月額 14,140円	こども支援課 221-2311	所得制限有 5, 8, 11, 2月の10日支払 施設入所時に届出必要	
特別児童扶養手当	20歳未満の重度障害児（身障手帳1級から4級の一部に相当、又は療育手帳を有する者）を養育する者	月額 1級 49,900円 2級 33,230円	こども支援課 221-2311	所得制限有 4, 8, 11月の11日支払 施設入所時に届出必要	
障害基礎年金	1) 国民年金加入中又は加入していた方が65歳前に初診日のある病気やけがが原因で障害認定日に国民年金法で定める1、2級の障害になり、かつ年金保険料納付要件を満たしていること	年額 1級 966,000円 2級 772,800円	姫路年金事務所 224-6385	所得制限無	
	2) 20歳前の病気、けが		国民年金窓口 センター 221-2332	所得制限有	
障害厚生年金 障害手当金	厚生年金保険の被保険者期間中に初診日のある病気、けがで障害基礎年金に該当する障害（1、2級）が生じた時、障害基礎年金に上乗せする形で支給。障害基礎年金非該当の場合、障害厚生年金（3級）又は障害手当金（一時金）を支給	1級 障害厚生年金 2級 障害厚生年金 3級 障害厚生年金 障害手当金（一時金）	姫路年金事務所 224-6385		
医療費助成制度	重度障害者・高齢 重度障害者医療費 助成制度	身障手帳1、2級又は療育手帳Aを有する者	自己負担金の一部を助成	地域福祉課 221-2307 221-2308	所得制限有
	後期高齢者医療 制度	身障手帳1～3級及び4級の一部又は療育手帳Aを有する65歳以上の者	後期高齢者医療制度による医療が受けられる	後期高齢者 医療保険課 221-2315	所得制限無
日常生活用具費の給付	身障手帳でそれぞれの障害部位が1、2級及び3、4級の一部、又は療育手帳Aを有する <u>在宅</u> の者。 ※事前の相談・申請が必要です	障害内容に応じた生活用具（特殊寝台、ストマ用装具、FAX、吸入器、吸引器など）を給付 ※介護保険対象品目は除く	障害福祉課 221-2305	原則1割負担 （所得制限有り）	
住宅改造費助成	65歳未満の身障手帳又は療育手帳を有する者に、身体状況・工事内容・所得状況に応じて助成（限度額あり）※ <u>工事着工前に相談が必要</u>		65歳未満 障害福祉課 221-2305 65歳以上 介護保険課 221-2449 一般型 住宅課 221-2634		
所得税、住民税における 所得控除	身障手帳1～2級 又は療育手帳A 身障手帳3～6級 又は療育手帳B1、B2	所得税における特別障害者控除 40万円 市民税 30万円 所得税における普通障害者控除 27万円 市民税 26万円	姫路税務署 282-1135 市民税課 221-2261 ・年末調整時、申告時等に申し出る		
マル優制度	手帳所持者 銀行等350万円 国債350万円		金融機関窓口で障害者手帳を提示		
NHK放送受信料の減免	全額免除：身体障害者手帳、療育手帳所持者を含む世帯全員が市民税非課税である世帯 半額免除：視覚・聴覚障害1～6級 その他の身体障害1～2級療育手帳A判定のいずれかに該当する手帳所持者がNHK契約者で世帯主		NHK姫路放送局 225-1901 〒670-0937 姫路市元塩町 101番地	障害福祉課(221-2305) 若しくは各地域事務所に障害者手帳・認印を持参。申請書に記入しNHKに提出する。	
自動車税、 自動車取得税の減免	身障手帳又は療育手帳A、B1を有する本人又は同一生計者が所有し、運転するもの （身障手帳は等級と障害部位により非該当の場合あり）	自動車税 自動車取得税 軽自動車税	姫路県税事務所 281-9104 主税課 221-2257	本人所有・運転でない場合、別途証明が必要	

身体障害・知的障害共通の制度 続き

制度の名称	資格要件	制度の内容	担当部課名	摘要	
駐車禁止区域の緩和	障害者本人が現に使用（同乗）中の車両 身障：視覚・下肢・移動・内 部・免疫機能障害（1級～4級）聴覚（2・3級）上肢（1級、2級の一部）ぼうこう又は 直腸の機能障害（1・3級）平衡機能障害（3級）体幹・肝臓機能障害（1級～3級） 療育：A	身障：視覚・下肢・移動・内 部・免疫機能障害（1級～4級）聴覚（2・3級）上肢（1級、2級の一部）ぼうこう又は 直腸の機能障害（1・3級）平衡機能障害（3級）体幹・肝臓機能障害（1級～3級） 療育：A	姫路警察署交通規制係 222-0110(代) 飾磨警察署交通係 235-0110(代) 網干警察署交通総務係 274-0110(代)		
兵庫ゆずりあい駐車場	身障：視覚・免疫・内臓機能障害（1級～4級）聴覚（2・3級）平衡（3・5級）上 肢（1級、2級）体幹機能障害（1級～5級）下肢機能障害（1級～6級）、療育A、 難病患者、高齢者、妊産婦、傷病人などで、歩行が困難な者	身障：視覚・免疫・内臓機能障害（1級～4級）聴覚（2・3級）平衡（3・5級）上 肢（1級、2級）体幹機能障害（1級～5級）下肢機能障害（1級～6級）、療育A、 難病患者、高齢者、妊産婦、傷病人などで、歩行が困難な者	生活援護室 福祉相談コーナー 221-2338		
有料道路の割引	身体2種 本人が運転する場合 身体1種・療育A 本人又は介護人が運転する場合 (本人又は家族等、個人名義の車1台のみ対象)	事前登録した車の通行料金が 手帳の提示により半額 本人名義のETCカードで通行	障害福祉課 221-2305	障害福祉課へ、手帳・車検 証・免許証、ETC利用の場 合その他必要書類を持参	
JR運賃等の割引	1種介護付 1種単独、2種	全線、運賃半額 100.1km以上運賃半額	JR各社 各私鉄	切符を購入の際、窓口 で障害者手帳を提示	
航空旅客運賃の割引	1種本人及び介護人 2種本人	各航空会社が定める割引 (国内線全線・12歳以上)	各航空会社	チケット購入の際、障害者 手帳を提示	
タクシー運賃の割引	身障手帳又は療育手帳所持者	乗車運賃の1割引	姫路乗用自動車 事業協同組合 298-7200	運賃支払いの際、障害 者手帳を提示	
バス運賃割引	1種 本人及び介護人 2種 本人	乗車運賃半額	各バス会社	運賃支払いの際、障害 者手帳を提示	
① 市内バス乗車助成	1種 本人及び介護人 2種 本人	乗車助成制度①②③④ の中からいづれか一つ を選択。 (②③④を選択した場 合、バス運賃は半額と なります) ※原則として次年度ま で変更することはでき ません。次年度からの 変更手続きの締切は12 月末までです。	乗車運賃無料 (姫路市内神姫バス)	障害福祉課 221-2305	障害福祉課発行のシール を貼付した障害者手 帳、ICカードを提示
② JR乗車助成	身障手帳又は療育手帳を有する 者に乗車カードを交付	継続・4月新規交付は1万円分 5～10月新規交付は5千円分 11～3月には新規交付はあり ません	障害福祉課 221-2305	自動改札機又は自動券 売機でカードを使用	
③ 山陽電車乗車助成	②はICOCAカード ③はスルッとKANSAIカード				
④ 船舶助成	姫路⇄家島(家島・坊勢・男 鹿)の半額補助券を交付	年間20枚交付(申請月によ り交付枚数が変わります)	障害福祉課 221-2305	窓口又は乗船時に優 待乗船券を渡す	
就職の相談	公共職業安定所(ハローワーク姫路 222-8609)				

身体障害のみの制度

制度の名称	資格要件	制度の内容	担当部課名	摘要	
補装具費(購入・修理)の支給	身障手帳を有する 在宅 障害者に障害 内容に応じて交付 (兵庫県立身体障害者更生相談所の判定 又は医師の診断書等が必要な場合あり)	※ 申 請 前 の 必 要 談 話 ※ 介 護 保 険 ・ 労 災 給 付 対 象 品 目 は 除 き ま す	障害福祉課 221-2305	原則1割負担 (所得制限有) ㊦	
自立支援医療(更生)	身障手帳を有する18歳以上の者。 (少なくとも、1ヶ月以上前に申請が必要です)	障害を軽くするために必要 な医療費の給付 (肢体・腎臓・心臓・肝臓等 定められたもの)	障害福祉課 221-2305	原則1割負担 (所得制限有)	
自立支援医療(育成)	障害のある18歳未満の者				
⑤ 自動車燃料費助成 ※在宅のみ	身障手帳1、2級で、下肢 又は体幹に障害がある 在宅 の者	乗車助成制度① ～⑥の中からい づれか一つを選 択。 (⑤⑥を選択し た場合、バス運 賃は半額とな ります)	レギュラーガソリン11L(軽油12L) 分のチケットを1ヶ月あたり1枚 発行。 (給油1回につき1枚使用)	障害福祉課 221-2305	障害福祉課発行の チケットが必要です
⑥ タクシー料金助成	身障手帳1、2級で、下 肢、体幹又は視覚に障害が ある者		1回の乗車につき500円(チケット 1枚)を助成。1ヶ月あたり4 枚発行。 (1回の乗車につき1枚使用)	障害福祉課 221-2305	
障害者用自動車 改造費の助成	就労等のため、 <u>自らが所有し運転する自動車</u> で改 造する必要があるもの(改造前に相談・申請が必要です)	1台 10万円以内	障害福祉課 221-2305	所得制限有	
自動車運転免許証 取得費の助成	公共交通機関の利用が困難な身障手帳所持者で運 転免許証を取得する者。但し居住要件あり。 (免許取得日から1ヶ月以内に申請が必要です)	10万円以内	障害福祉課 221-2305	所得制限無	
手話通訳者の派遣	手話によって意思疎通が図れる者	手話奉仕員の派遣	障害福祉課 221-2305		
要約筆記者の派遣	手話・口話を理解できない者	要約筆記者の派遣	姫路市身体障害者福祉協会 224-9687		

介護給付、訓練等給付、地域相談支援給付、計画相談支援給付、児童通所給付、児童相談支援給付、地域生活支援事業等各種サービス ㊦

サービス内容や利用についてのお問い合わせ、ご相談は、障害福祉課(TEL221-2309、2457)まで

※㊦のある制度は、同様のサービスが介護保険制度にある場合は介護保険のサービスが優先されます。

問合せ先：介護保険課(TEL221-2445～2449)

